

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月まで

三男を出産した平成 5 年 * 月の少し前に A 社会保険事務所（当時）から国民年金追納勧奨状が届いていたので、夫と義母が出産に関する届出等を同事務所で行った際に追納勧奨状について聞いてもらったところ、「この時期を逃すと追納ができなくなり、将来、受け取る年金が少なくなる。」とのことだった。

当時、まとまったお金が無かったので実母に都合してもらい、夫と義母が社会保険事務所に納付に行ってくれた。後になって、実母が都合したお金は、実母が私にかけてくれていた生命保険の解約返戻金であったことを知った。

申立期間について、未だ免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、三男を出産した平成 5 年 * 月の少し前に追納勧奨状が届いて A 社会保険事務所の窓口で申立期間に係る国民年金保険料を追納したと記憶しているところ、申立人宛てに平成 5 年 1 月 5 日作成の国民年金追納勧奨状が送付されていることが確認できる上、当時、A 社会保険事務所の窓口で追納することが可能であった。

さらに、申立人は、実母が都合してくれた国民年金保険料について、実母が申立人にかけていた生命保険の解約返戻金であったと記憶しているところ、生命保険会社から提出のあった生命保険加入状況（解約当時）により、実母

が申立人にかけていた生命保険の解約返戻金が、実母が預金通帳を保管していたとする申立人名義の銀行口座に振り込まれていることが確認できる上、当該解約返戻金は、追納に必要な国民年金保険料額を上回っている。

加えて、申立人は、国民年金保険料を追納した経緯や状況について具体的に記憶している上、申立人の記憶と追納した国民年金保険料を都合したとする実母、A社会保険事務所の窓口で追納したとする夫及び義母の記憶は一致しており、いずれの記憶にも不自然な点はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、A社)における資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和45年7月18日にA社C支店に入社して以来、転勤はしたものの現在まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「社員カード」(人事記録に相当する文書)、雇用保険の記録、A健康保険組合の記録及び同社からの回答により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和48年3月1日にA社D支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が見当たらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出された申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和48年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1334

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 20 年 7 月 31 日は 26 万 1,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 26 万 1,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1335

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 20 年 7 月 31 日は 53 万 9,000 円、同年 12 月 25 日は 52 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 53 万 9,000 円、同年 12 月 25 日は 52 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1336

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 20 年 7 月 31 日は 47 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 46 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 47 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 46 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 20 年 7 月 31 日は 45 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 44 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 45 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 44 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 20 年 7 月 31 日は 37 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 36 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 37 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 36 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1339

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 20 年 7 月 31 日は 18 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 16 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 18 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 16 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 20 年 7 月 31 日は 31 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 31 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 31 日
② 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 31 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 31 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年1月1日とされ、同日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成20年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月31日は14万円、同年12月25日は13万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月1日から同年11月1日まで
② 平成20年7月31日
③ 平成20年12月25日

申立期間①については、A社が、社会保険事務所（当時）に対する資格取得の届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。保険料が控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年1月1日とされ、同日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与支給控除一覧表から、申立人は、同社に平成20年1月1日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額又は支給額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し遅れて提出し、申立期間①に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 A社から提出された申立期間②及び③の給与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、前述の給与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年7月31日は14万円、同年12月25日は13万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年4月1日とされ、同日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成20年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月31日は14万円、同年12月25日は22万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月1日から同年11月1日まで
② 平成20年7月31日
③ 平成20年12月25日

申立期間①については、A社が、社会保険事務所（当時）に対する資格取得の届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。保険料が控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 20 年 4 月 1 日とされ、同日から同年 11 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与支給控除一覧表から、申立人は、同社に平成 20 年 4 月 1 日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額又は支給額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し遅れて提出し、申立期間①に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 A社から提出された申立期間②及び③の給与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準給与額については、特例法に基づき標準給与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準給与額については、前述の給与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 14 万円、同年 12 月 25 日は 22 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③に係る給与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準給与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年4月1日とされ、同日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成20年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月31日は6万6,000円、同年12月25日は11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月1日から同年11月1日まで
② 平成20年7月31日
③ 平成20年12月25日

申立期間①については、A社が、社会保険事務所（当時）に対する資格取得の届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。保険料が控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 20 年 4 月 1 日とされ、同日から同年 11 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給与支給控除一覧表から、申立人は、同社に平成 20 年 4 月 1 日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額又は支給額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し遅れて提出し、申立期間①に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 A社から提出された申立期間②及び③の給与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準給与額については、特例法に基づき標準給与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準給与額については、前述の給与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 6 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 11 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③に係る給与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準給与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 49 年頃から 54 年頃の間、A 市役所の窓口でまとめて納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 6 月 17 日以降に払い出されたものと推認でき、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 49 年頃から 54 年頃の間には第 3 回特例納付が実施されている期間が含まれているものの、申立人から聴取しても、特例納付や国民年金の加入手続についての記憶は定かではない。

さらに、申立期間は 230 か月と長期間である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月頃から 54 年 5 月頃まで

私は、申立期間にA社に勤務していたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、A社は、商業登記簿謄本によると、昭和 60 年 2 月 5 日に解散していることが確認でき、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が確認できた4人に照会したところ、全員から回答を得られたが、「申立人は申立期間当時、A社に勤務していなかった。」又は「勤務していたかどうか分からない。」と回答しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。